

## 令和7年11月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年11月7日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎3階会議室において、会長が11月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員      2番 竹尾 奈美 委員      3番 藤澤 奈美江 委員      4番 二村 啓二 委員  
5番 亀井 伸一郎 委員      6番 首藤 重雄 委員      7番 城野 幸司 委員      8番 赤嶺 雅也 委員  
9番 野上 政憲 委員      10番 上野 誠司 委員      11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長      和田 敬生 次長      首藤 英二 主幹

### 農林振興課職員

佐藤 圭一 主査

### 付議議案

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 非農地証明願いについて

議案第52号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願いいたします。  
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長をお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。  
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 藤澤 奈美江 委員と、議席番号7番 城野 幸司 委員に議事録署名をお願いいたします。  
議案審議に入ります。議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 1ページをご覧ください。  
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。  
令和7年11月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 2ページをご覧ください。  
番号1、(畑)2,726㎡ について、賃借権を設定し、資材置場用地として利用するものです。

一時転用であり、期間終了後は速やかに原状回復する予定です。農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畑) 271 m<sup>2</sup> について、使用貸借権を設定し、居住用住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、(田) 281 m<sup>2</sup> 外1筆 合計1,118 m<sup>2</sup> について、賃借権を設定し、資材置場用地として利用するものです。

一時転用であり、期間終了後は速やかに原状回復する予定です。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

藤澤委員 私、藤澤より、10月28日に実施しました議案第50号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、賃借権を設定し、資材置場として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①及び②については、農用地区域内農地であります。一時転用のため許可相当とするものです。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3田については、賃借権を設定し、資材置場として利用するものです。申請地は2筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①及び②については、農用地区域内農地であります。一時転用のため許可相当とするものです。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きますして、担当推進委員さんより報告をお願いいたします。第1地区、玉田推進委員さん。

玉 田 番号2については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。  
推進委員 申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後 藤 はい。1番の件ですが、今年から野津の土地改良区が畑かん事業でパイプの交換をします。地区の道路の真ん中を掘るため、土を申請地に盛る  
委 員 と言うことです。東光寺が今年、来年、畑かんのパイプを全部やり替えて、そのあと各町内全域に作業をするとのこと。以上です。

議 長 ありがとうございます。他に質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。2番ですが、使用貸借権ということで、ここは都市計画区域ではないですか。  
委 員

議 長 首藤主幹、お願いします。

首 藤 都市計画の用途地域、第二種中高層住居専用地域ということになっております。ということで、3種農地で提案をしております。  
主 幹

赤 嶺 そうするならば、チェックリストの12番の判断が要るのではないですか。

委 員

首 藤 チェックリストの12番については、「宅地造成のみを目的とする場合」となりまして、例えば不動産が宅地造成するときに出てくる要件になります。今回の場合は、足立さんが家を建てるといふ、「住宅の建築を目的とする」ものですので、該当しないと判断しております。

主 幹

赤 嶺 それは個人の持ち家ということですか。

委 員

首 藤 そうです。

主 幹

赤 嶺 はい。わかりました。ありがとうございます。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－ 質疑なし －

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第 51 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 51 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 7 年 11 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 224 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 22 年頃から原野化し農地に復旧するのが困難な土地になります。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な場合又は周囲の状況から、復元しても継続利用できない場合でアからオの要件を全て満たす土地になります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 51 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 51 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いします。

次 長 7ページをご覧ください。

議案第52号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年11月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

佐 藤 おはようございます。中間管理機構を通じて農地の貸し借りをを行うものにつきまして、ご説明いたします。なお、段々と利用権からの更新が増えまして、内容量が増えております。今回も多いですがよろしく願いいたします。

主 査 では、議案第52号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。田3筆を貸し付けるものです。

5ページをご覧ください。田1筆を貸し付けるものです。

6ページをご覧ください。田2筆、田2筆、それぞれを貸し付けるものです。

7ページをご覧ください。畑1筆を貸し付けるものです。

8ページをご覧ください。田2筆を貸し付けるものです。

9ページをご覧ください。田1筆を貸し付けるものです。

10ページをご覧ください。畑2筆を貸し付けるものです。

11ページをご覧ください。畑1筆を貸し付けるものです。

12ページをご覧ください。畑5筆を貸し付けるものです。

13ページをご覧ください。田4筆を貸し付けるものです。

14ページをご覧ください。田3筆を貸し付けるものです。

15ページをご覧ください。田2筆を貸し付けるものです。

16 ページをご覧ください。田 3 筆を貸し付けるものです。

17 ページをご覧ください。田 3 筆を貸し付けるものです。

18 ページをご覧ください。畑 1 筆を貸し付けるものです。以上です。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。